

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会（仮称）規約（案）

（名称）

第1条 この会は、「兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、兵庫デスティネーションキャンペーン（2022(令和4)年度プレキャンペーン、2023(令和5)年度本キャンペーン）を、行政、観光関連団体、経済団体などが一体となり取り組むことで、新たな「ひょうごブランド」を確立し、持続可能な観光地域づくりの推進、ひいては地域の活力向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の開発・魅力向上に関する事
- (2) 観光客誘致促進活動に関する事
- (3) 観光資源の広報宣伝に関する事
- (4) 広域観光ルートの開発に関する事
- (5) 観光客の受入態勢の整備に関する事
- (6) その他協議会の目的達成に必要な事業に関する事

（構成）

第4条 協議会は、行政、観光関連団体、経済団体及び第2条の目的に賛同する団体等をもって構成する。

2 委員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充てる。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

（役員の仕事）

第6条 会長は、協議会を代表する。ただし、会務の執行に係るものについては、会長が行う。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 監事は、協議会の会計及び業務執行状況を監査する。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、監事は、総会において選任する。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、協議会の会務に関する重要な事項について、会長の諮問に応ずるものとする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会とする。

(定足数)

第10条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第11条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(表決委任)

第12条 やむを得ない理由のため会議に出席することのできない委員は、表決を委任することができる。この場合において、第10条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会)

第13条 総会は会長が招集し、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 規約の制定及び変更

(4) その他重要事項

2 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

(アドバイザーリーボード)

第14条 協議会の諮問機関として、アドバイザーリーボードを置くことができる。

2 アドバイザーリーボードの職務に関する事項については、別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、(公社)ひょうご観光本部内に事務局を置く。

2 事務総長は、(公社)ひょうご観光本部副理事長の職にある者をもって充てる。

3 事務局長は、(公社)ひょうご観光本部専務理事の職にある者をもって充てる。

4 事務局参与は、兵庫県産業労働部長及び兵庫県農政環境部長の職にある者をもって充てる。

(専決規定)

第 16 条 総会の議決を要する事項のうち、事業遂行上急を要する事項については、副会長と事務総長の協議で専決できる。

2 前項の規定により専決処分したときは、事務総長は、次の総会において報告しなければならない。

(会計)

第 17 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

3 協議会の会計は、総会において報告する。

(解散)

第 18 条 協議会は、第 2 条の目的が達成され事業報告を行った後に解散する。

2 協議会が解散するとき有する残余財産の処分については、総会の承認を得て、処理するものとする。

(補則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和 3 年 月 日から施行する。

2 設立時の会計年度は、第 17 条の規定にかかわらず、設立の日から翌年の 3 月 31 日までとする。